

村上市信用保証料補給一覧

<令和7年4月1日現在>

補給対象融資名				貸付額	市補給割合	申請書様式	提出時期	提出先	
村上市制度融資	村上市地方産業育成資金			1, 0 0 0 万円以下	50%	信用保証料補給申請書	市制度融資の借入申込書類に添付し提出	商工会議所・商工会を経由して市へ	
	村上市中小企業振興資金								
	特別資金	一般資金			各々の資金について				50%
		施設整備資金							
		設備整備資金							
		創業支援資金							
		不況対策資金							1, 5 0 0 万円以下
新潟県制度融資	新潟県小規模企業支援資金					保証承諾後、融資実行前に提出	市へ直接提出 （本庁地域経済振興課、又は各支所産業建設課産業観光室）		
		小口零細企業保証制度要件			2, 0 0 0 万円以下			50%	
		一般要件			1, 0 0 0 万円以下			50%	
	新潟県同和地区中小企業振興資金			8 0 0 万円以下	50%（※1）			物価高騰等対策特別融資信用保証料補給申請書	
	新潟県セーフティネット資金（経営支援枠）								
		第 7 項－物価高騰等対策特別要件			1 億円以下				25%

※1…市50%・県50%の併せて100%補給。